

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第501号）

〔決定期間延長通知書等部分公開決定審査請求事案ほか4件〕

（答申日：令和8年8月13日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、別表3に記載した情報は公開すべきである。その余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和6年4月19日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書の公開の請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（本件公開請求の内容）

教育委員会あての行政文書公開請求に関して、

1. 平成30年度以降に教育委員会名義で発出した「決定期間延長通知書」（様式第7号）の全て。
2. 平成30年度以降に教育委員会名義で発出した「公開決定等の期限の特例通知書」（様式第8号）の全て。
3. 上記1. および2. に関して、各通知を発出するにあたっての意思決定がどのように為されたのかわかる文書。（決裁文書が対象文書である。）

※ なお、1. および2. の対象文書は公印押捺前の電子データ（文書作成ソフトデータあるいはPDFデータ）で良い。また、請求者（決定通知の名宛人）を限定しないものである。

3. についても、同様に電子データが存在するものであるから、それらが対象文書である。

- 2 同年5月7日、実施機関は、別表1のとおり、条例第13条第1項の規定により5件の部分公開決定を、同条第2項の規定により1件の不存在非公開決定を行い、それぞれ審査請求人に通知した。
- 3 同月12日、審査請求人は、5件の部分公開決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、それぞれ大阪府教育委員会に審査請求を行った。

当審査会は、5件の審査請求はいずれも本件公開請求に対する決定を不服とするものであることから、一括して審議することとした。

第三 審査請求の趣旨

5件とも「全部公開すること」である。

第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張は、5件とも「同様の請求による決定（令和6年5月2日付け教文第1297号）では全部公開となっており、請求者の氏名が「〇〇〇」であることが公になっているため、本件決定も同様に氏名を公開すべき」である。

- 2 反論書における主張は、別表2のとおりである。

第五 実施機関の主張要旨

弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 弁明の趣旨

5件とも「本件審査請求を棄却するとの裁決を求める」である。

- 2 弁明の理由

(番号1、番号2)

非公開とした請求者の団体名及び代表者名等が公開されると、当該法人等の経営上の秘密等が明らかとなり競争上の地位を害する、又は社会的評価の低下等当該法人等の正当な利益を害すると認められる。よって、条例第8条第1項第1号に該当すると判断した。

非公開とした請求者の氏名等については、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報である。これが公開されると、特定の個人が公開請求をした事実が公開されることとなるが、当該事実は一般的に社会通念上他人に知られることを望まないものであると解する。よって、条例第9条第1号に該当すると判断した。

なお、審査請求書で言及されている令和6年5月2日付け教文第1297号については、全部公開としたことが誤りであったため、同月24日付けで取消のうえ、改めて同日付けで請求者の氏名を非公開として部分公開決定通知を行っていることを申し添える。

(番号3、番号4、番号5)

非公開とした請求者の氏名については、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報である。これが公開されると、特定の個人が公開請求をした事実が公開されることとなるが、当該事実は一般的に社会通念上他人に知られることを望まないものであると解する。よって、条例第9条第1号に該当すると判断した。

なお、審査請求書で言及されている令和6年5月2日付け教文第1297号については、全部公開としたことが誤りであったため、同月24日付けで取消のうえ、改めて同日付けで請求者の氏名を非公開として部分公開決定通知を行っていることを申し添える。

- 3 結論

5件とも「本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法・不当な点ではなく、適法かつ妥当」である。

第六 審査会の判断

- 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

もつとも「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、第8条及び第9条の適用除外事項の規定が設けられたものであり、実施機関は、請求された情報が第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 対象文書について

- (1) 条例第14条第1項に規定する15日以内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、実施機関は、同条第2項の規定により15日を限度として必要な期間を延長することができる。この場合、延長後の期間及び延長の理由を書面により請求者に通知しなければならない（同項後段）。この書面が、本件公開請求の内容1.の「決定期間延長通知書」である。

また、公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、決定期限までに公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうち相当の部分について公開請求があった日から30日以内に公開決定等を行えば、残りの部分についてはその後の相当の期間内に公開決定等を行えばよいこととされている（条例第15条第1項本文）。この場合、公開請求があつてから15日以内にその理由及び残りの行政文書について公開決定等をする期限を付記して請求者に書面により通知しなければならない（同項後段）。この書面が、本件公開請求の内容2.の「公開決定等の期限の特例通知書」である。

「決定期間延長通知書」及び「公開決定等の期限の特例通知書」の主な記載内容は、次のとおりである。

（共通）

- ・宛名（請求者名）
- ・行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等
- ・担当室・課(所)等
- ・備考

（決定期間延長通知書）

- ・当初の公開決定等の期限
- ・延長後の公開決定等の期限（延長後の期間）
- ・延長の理由

（公開決定等の期限の特例通知書）

- ・公開決定等の期限の特例の規定を適用する理由
- ・公開請求に係る行政文書のうち30日以内に公開決定等を行う部分
- ・行政文書の特例期限適用後の期限

なお、「行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等」欄は、行政文書公開請求書の「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄の記載のとおりに記載する運用を行っている。

- (2) 本件公開請求の内容 3. の「決裁文書」は、「決定期間延長通知書」又は「公開決定等の期限の特例通知書」発出についての起案文書（添付文書含む。）であり、その「施行先」欄に請求者名を記載しているものが一部確認された。

3 非公開とされた情報について

- (1) 実施機関は、5 件の部分公開決定において、「決定期間延長通知書」及び「公開決定等の期限の特例通知書」並びにそれらの起案文書に記載された請求者名について、個人の場合は氏名、住所、連絡先を条例第 9 条第 1 号に、法人その他の団体の場合は名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地、担当者の氏名及び連絡先を条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして、非公開としている。
- (2) このほか、実施機関は、番号 4、番号 5 の決定において、「行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等」欄に記載された個人の氏名・法人その他の団体の名称等を、次のとおり非公開としている。

条例第 9 条第 1 号該当	
番号 5 文書No.10	・メンティーを宛がわれなかったとする府立高校の教諭の姓
文書No.12	・府立高校が金銭を支払ったとする個人の氏名
文書No.29	・非常勤講師の自習課題を問題視したとする府立高校の名称、自習の日・時限、学年・クラス名等
文書No.44	・事件番号
文書No.45	・サイコロを用いてランダムに生徒の成績を決定していた等とする府立高校の教諭の姓
文書No.46	・自習監督依頼票に自習課題として「音ゲー」と書いたとする府立高校の教諭の姓
文書No.56	・府を相手取り裁判を起こしたとする府立高校の教諭の氏名 ・事件番号
文書No.63	・事件番号
文書No.74	・事件番号 ・当該事件番号の訴訟に関して実施機関に質問をしたとする府議会議員の氏名
文書No.76	・セクハラ事案があったとする府立高校の名称 ・当該事案を行ったとする教諭の氏名 ・当該府立高校の准校長の氏名
条例第 8 条第 1 項第 1 号該当	
番号 4 ①、②、③、④	・教科書を発行した法人の名称
番号 5 文書No.16	・府立高校との協定解除に係る覚書を交わしたとする法人の名称
条例第 8 条第 1 項第 4 号該当	
番号 5 文書No.20	・府及び府教育委員会に提出されたとする書面の名称 ・当該書面を提出したとする者の名称

4 実施機関の決定に係る具体的な判断及びその理由について

- (1) 条例第 9 条第 1 号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止を定めたものであり、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）（以下「要件1」という。）

であって、

- ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件2」という。）

のうち、

- ・一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件3」という。）

が記録されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

要件1の情報は、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、要件2の情報は、当該情報のみによって直接特定の個人が識別されるものに加えて、他の情報と結び付けることによって間接的に特定の個人が識別され得るものを含むと解される。また、要件3の情報は、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

なお、公務員の職務に関連する情報については、要件3には該当しないとされている。

（2）非公開とされた情報の条例第9条第1号該当性について

ア 請求者の氏名、住所、連絡先

請求者の氏名等は、要件1及び要件2に該当することは明らかであり、公にすると、行政文書公開請求書等に記録されている行政文書の名称等と相まって、どのような事項に関心を持っているかという個人の思想信条にも関わる情報が明らかとなるもので、要件3に該当する。

したがって、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

イ 府立高校の教員の姓、氏名

（ア）番号5 文書No.10、45、46、76

- a 特定の教員の資質や能力、勤務態度、セクハラ・パワハラ等についての公開請求における教員の姓、氏名は、公務員の職務に関連する情報ではなく、要件1及び要件2に該当することは明らかである。

このような公開請求の対象とされたことは一般的に社会通念上他人に知られることを望まない情報であり、要件3に該当する。

したがって、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

- b 文書No.76には、府立高校の名称、准校長の氏名も記載されている。

aのとおり、この教員の氏名は非公開が妥当であるところ、その在籍校が明らかになると、一定の学校関係者には間接的に当該教員が識別され得るおそれがある。また、准校長の氏名は一般の閲覧に供されている「大阪府職員録」に掲載されていることから、公開とすると当該教員の在籍校が明らかになる。

したがって、府立学校の名称等も条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

(イ) 番号5 文書No.56

訴訟の原告たる教員の氏名は、公務員の職務に関連する情報ではなく、要件1及び要件2に該当することは明らかである。

訴えを提起したことは一般的に社会通念上他人に知られることを望まない情報であり、要件3に該当する。

したがって、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

ウ 個人の氏名 (番号5 文書No.12)

個人の氏名は、要件1及び要件2に該当することは明らかである。

実施機関に確認したところ、この個人は有償ボランティアとのことである。府立高校という府政の特定の現場においてボランティアを行ったことは、どのような事項に関心を持っているのかという個人の思想信条や得意とする分野にも関わる情報で、一般的に社会通念上他人に知られることを望まない情報であり、要件3に該当する。

したがって、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

エ 府議会議員の氏名

公務員の職務に関連する情報としての氏名は、(1)で述べたとおり、要件3に該当せず公開することができる場所、地方議会の議員は特別職の地方公務員であり、府が当事者である訴訟についての実施機関への質問を府議会議員という立場を離れた私的な行為と捉えることは困難である。

したがって、条例第9条第1号に該当せず、公開が妥当である。

オ 事件番号

事件番号は、訴訟事件の識別を行うための番号として事件ごとに付与されるものであって、それ自体から直ちに特定の個人を識別することができるものとは認められない。しかし、公にすると、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条に基づく訴訟記録の閲覧請求が可能となり、結果、原告、被告、関係者等が明らかとなることから、間接的に特定の個人が識別され得る情報と解され、要件1及び要件2に該当する。

訴えを提起したことは一般的に社会通念上他人に知られることを望まない情報であり、要件3に該当する。

したがって、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

カ 府立高校の名称、自習の日・時限、学年・クラス名等

(ア) 自習課題を提示した非常勤講師及び自習監督をした教諭の姓はイニシャル表記されているものの、その在籍校が明らかになれば、一定の学校関係者には間接的に当該教員が識別され得るおそれがあることから、府立高校の名称は要件1及び要件2に該当する。

自習監督をした教諭の問題意識、学校内部での対応等は一般的に社会通念上他人に知られることを望まない情報であり、要件3に該当する。

したがって、府立高校の名称は条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

(イ) (ア)のとおり、府立高校の名称は非公開が妥当であるところ、該当校が分からない中では、自習の日・時限、学年・クラス名等から間接的に当該非常勤講師及び教諭が識別され得るとは考え難い。

したがって、府立高校の名称以外の情報は条例第9条第1号に該当せず、公開が妥当で

ある。

(3) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。本号は、

- ・法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の当該事業に関する情報（以下「要件4」という。）

であって、

- ・公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「要件5」という。）

が記録された行政文書は公開しないことができる旨定めている。

要件5の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより公正な競争の原理を侵害すると認められる情報を、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、法人等に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念で捉えられないものをいい、公開請求に係る情報がこれらに該当するかどうかは、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、事業活動における当該情報の位置付け等にも十分留意しつつ、慎重に判断する必要がある。

(4) 非公開とされた情報の条例第8条第1項第1号該当性について

ア 請求者の名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地、担当者の氏名及び連絡先

請求者の名称等は、要件4に該当することは明らかであり、公にすると、行政文書公開請求書等に記録されている行政文書の名称等と相まって、その経営戦略等を窺い知ることにつながることから、要件5に該当する。

したがって、条例第8条第1項第1号に該当し、非公開が妥当である。

イ 法人の名称

(ア) 番号4 ①、②、③、④

法人の名称は、要件4に該当することは明らかである。

その発行した教科書の内容に関しての当該法人の対応や行政との連絡・通知等が公開請求の対象とされたことは、当該法人の社会的評価の低下となり得る情報と解されることから、要件5に該当する。

したがって、条例第8条第1項第1号に該当し、非公開が妥当である。

(イ) 番号5 文書№16

法人の名称は、要件4に該当することは明らかであり、公にすると、「行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等」欄に記載された他の情報と相まって当該法人の経営戦略等を窺い知ることにつながることから、要件5に該当する。

したがって、条例第8条第1項第1号に該当し、非公開が妥当である。

(5) 条例第8条第1項第4号について

府又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公

正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、本号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報（以下「要件6」という。）

であって、

- ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件7」という。）
- に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

要件6の事務は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。要件7の「おそれのある情報」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず、具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

(6) 非公開とされた情報の条例第8条第1項第4号該当性について

ア 府及び府教育委員会に書面を提出したとする者の名称

これらの書面は、その名称から、府のこれまでの行政活動について再考、見直し等を求める内容のものと解される。

府政への意見、要望等の受取り、処理は府の機関に共通する事務であり、そのような行動に及んだ者の名称は当該事務に関する情報といえ、要件6に該当する。

そして、これを公にすると、公になることを懸念して意見、要望等の提出を躊躇し、結果、施策立案や業務改善に役立て、より良い府政を実現するという当該事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、要件7に該当する。

したがって、条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

イ 府及び府教育委員会に提出されたとする書面の名称

アのとおり、府政への意見、要望等の受取り、処理は府の機関が共通して行う事務であり、これらの書面の名称は当該事務に関する情報といえ、要件6に該当する。

そして、その記載自体は書面の内容を推測できる程に具体的なものではなく、公にしたとしても、直ちに「事務の目的が達成できなくな」とも「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」とも考え難い。

しかしながら、これらの書面の名称及びこれらの書面を提出したとする者の名称が記録された行政文書には、これらの書面に関係する府立高校の名称が記録されており、実施機関はこれを公開としている。当該府立高校に関して府及び府教育委員会にこれらの書面を提出するような者が多数に及ぶとは通常考え難いことから、これを公にすると、一定の学校関係者には間接的に当該者が識別され得るおそれがあると認められる。

したがって、アのとおり、これらの書面を提出したとする者の名称は非公開が妥当とすることとの関係において、これらの書面の名称も条例第8条第1項第4号に該当し、非公開と

せざるを得ない。

(7) 小括

ア 以上のことから、実施機関が非公開とした情報のうち別表3に記載した情報は公開すべきである。

イ 審査請求人は、第四の1のとおり、実施機関が本件公開請求に対して別に全部公開決定を1件行った事実を挙げて、本件5件も同様の決定を行うべき旨主張するが、第五の2なお書のとおり、実施機関は当該全部公開決定を取り消し、「決定期間延長通知書」の宛名（請求者名）を非公開とする部分公開決定を改めて行っており、以上の審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

また、番号1、番号2、番号5の反論書に、この改めての部分公開決定についての不服と思しき記載が見受けられるが、本件5件の審査請求についての主張ではないという意味で失当である。

5 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

6 付言

番号5の決定において、実施機関は、対象文書が大量のため、部分公開決定通知書の「別紙一覧」を作成し、そこに各対象文書の公開しないこととした部分及び条例の適用条項を記載しているが、第8条第1項第1号とすべきところを第9条第1号とする箇所が複数確認された。

適用条項の記載は、大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）第8条の理由の提示に当たるもので、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制し、申請者の争訟提起の便宜を図るという観点から行政庁に義務付けられているものである。

当該部分を公開しないこととした決定自体は誤りでないものの、同条例により理由の提示が義務付けられている以上、公開しないこととした部分が大量となり一覧的に示す必要がある場合であったとしても、適用条項は正確に記載されなければならない。

実施機関においては、このような誤りはないよう留意されたい。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮